

# 公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

## 審判委員選考規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本ソフトテニス連盟(以下日本連盟という)が主催する大会において、審判委員を公平かつ合理的に選考するために必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 審判委員の選考基準は以下のとおりとする。

- (1) 審判委員長(レフェリー長)は日本連盟審判委員会が選考した者を充てる。ただし、共催大会については共催団体と協議し選考する。
- (2) 審判副委員長(レフェリー)はマスターレフェリー又は1級審判員の有資格者で、大会主管支部において適格と認められた者を充てる。なお、大会の規模等によっては日本連盟審判委員会から派遣する場合もある。
- (3) 大会の規模や審判体制(選手が審判を兼ねる場合)等を考慮して、コート主任を置くことができる。コート主任は、大会主管支部が公認審判員有資格者の中から適格と認めた者とし、必要に応じてアンパイヤーに指導及び助言を行うことができる。
- (4) 専任の審判員(アンパイヤー)を置く場合の審判員は、2級審判員以上の有資格者から大会主管支部が適格と認めた者とする。

(推薦及び決定)

第3条 審判委員候補者の推薦及び決定は以下のとおりとする。

- (1) 大会主管支部は所属団体に対して審判委員候補者の推薦依頼を行う。
- (2) 大会主管支部は推薦された審判委員候補者に対して過去の審判委員としての実績等を考慮し、必要に応じて研修等を実施し審判委員推薦者を決定する。
- (3) 大会主管支部は決定した審判委員推薦者について日本連盟に承認を求める。
- (4) 日本連盟は、大会主管支部から推薦された審判委員を検討し承認する。

(大会期間中の指導)

第4条 大会期間中、コート主任及びアンパイヤーに対して審判技術向上のため必要と認められる場合は、審判委員長(レフェリー長)又は審判副委員長(レフェリー)が指導を行う。

(事前研修)

第5条 事前研修については以下のとおりとする。

- (1) 大会開催前には審判委員の技術向上を含め、事前研修を行うことが望ましい。
- (2) 大会主管支部は、日本連盟が主催・共催する大会において事前研修を実施する場合、日本連盟に講師の派遣を要請することができる。その場合の講師派遣に関わる費用等は日本連盟が負担するが、派遣可能大会は審判委員会で選定する。

(審判委員の割り振り)

第6条 審判委員の割り振りについては、公平性を保つように配慮する。

(各支部等主催大会)

第7条 各支部又はその下部組織等が主催する大会においては、規模等を考慮して日本連盟主催・共催大会の選考に準じて審判委員の選考を行うこととする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。